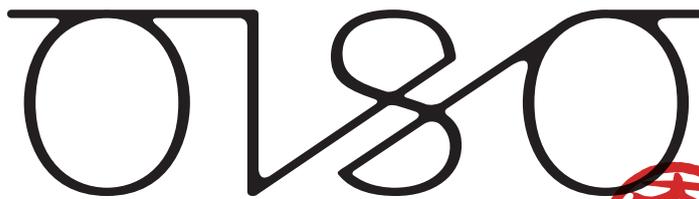


自薦・他薦OK!
あなたの「太鼓判」を
教えてください!



Made in OISO

ご当地登録産品ロゴマーク

「めいどいん おおいそ」登録産品等を募集します!

募集期間 令和3年11月1日(月)～12月3日(金)

審査12月 発表1月(予定)

登録申請手続きは無料

登録料は様々な特典付で初年度1万円

「めいどいん おおいそ」とは

大磯町は、大磯丘陵と相模湾に囲まれた豊かな自然、そして古代から歴史や文化が連綿と受け継がれているなど、様々な魅力ある地域資源を有する町です。

この地域資源を活用し、「食べたい」「買いたい」「見たい」「触れたい」「行きたい」となるような大磯の魅力「ゆかりある産品」を「ご当地太鼓判」として発信することで、消費者や来訪者に満足と感動を提供し、地域経済の活性化に寄与します。

「あなたの産品を登録しませんか？」

登録品となると、様々な特典が活用できます!

※募集時点での例です。特典の変更や新たな特典の追加等を行う場合があります。

たくさんの
周知と販促

- ☆特典1 「ご当地登録産品ロゴマーク」シール・ステッカー等の活用
 - ☆特典2 大磯らしい潤いづくり協議会が作成する冊子や施設等での周知・販促
 - ☆特典3 大磯町商工会、大磯町観光協会HP等での周知・販促
 - ☆特典4 東武グループの連携による東武鉄道での車内告知や沿線施設等での周知・販促
- その他、様々な特典を準備中です

主な登録品の基準

- 大磯のゆかり（生産、採取、製造、加工、販売、サービス、ストーリー等）に因んだもの
- 大磯が発信（町内に在住、在勤、在学する者が発売元、発信元）となっているもの
- SDGs（世界を変えるための17の持続可能な開発目標）の達成に向けた大磯らしいもの
- 関係法令がある場合、定める基準に適合しているもの

登録品（推薦品）の種類

- 食品加工商品
- 農水畜林産物
- 工芸品・工業製品
- 飲食メニュー・ものづくり等の体験教室
- その他、地域資源（自然・歴史・文化・景観等）に関連付けられた経済的な価値が認められるもの

登録審査の方法

大磯らしい潤いづくり協議会において、「めいど いん おおいそ」登録及び推薦要領に基づき、登録審査を行います。

登録製品の推薦

あなたがオススメする産品＝「太鼓判」がある場合は、「めいど いん おおいそ」登録及び推薦要領の登録品推薦届を提出してください。大磯らしい潤いづくり協議会が、当該事業者へ登録制度の紹介及び参加を打診します。

申請に必要な書類

申請様式は、大磯町商工会・観光協会HP及び町観光情報HP「isotabi」からダウンロードできます。

申請に関する留意事項

- 書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などをお取りください。
- 必要に応じて、事業所等を訪問させていただきます。
- 審査に必要な申請品の製作に係る費用は申請者の自己負担とします。
(提出が困難な場合はご相談ください)
- 申請品が登録された場合、登録料及び年ごとの更新料の納付が必要となります。
- 申請品が登録された場合、申請品の写真や説明文などをホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了承し、その内容は「大磯らしい潤いづくり協議会」に一任するものとします。

大磯らしい潤いづくり協議会とは？

大磯町が持つ恵まれた自然や歴史・文化といった地域資源を活かしながら、「食べる」「買う」「泊まる」とった消費行動へとつながる機会や場を創出し、地域経済循環の向上を図ること目的に、観光及び産業関連事業者等で構成された協議会です。

問合せ等

所定の申請用紙に必要な事項を記入し、次の申請先に持参又は郵送してください。

〒220-0004 横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第3ビル5階

「大磯らしい潤いづくり協議会」事務局（協働事業者 東武トップツアーズ(株)）

担当 坂本・高山 TEL 045-326-1120 FAX 045-326-1122

MAIL oiso-kyogikai@tobutoptours.co.jp

または、〒255-0003 大磯町大磯 927-12 大磯町商工会 0463-61-0871